

川口市議会情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、本市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティに関する基本的な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

また、本方針をもって、地方自治法第244条の6に定める、サイバーセキュリティを確保するための方針とする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンピュータ

パーソナルコンピュータ、サーバ、ストレージ等の機器をいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん、消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセスやウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等

(2) 無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、操作・設定ミス、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(適用範囲)

第4条 この基本方針の適用範囲は、次の各号に定める範囲とする。

(1) 適用機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、議会とする。なお、議会事務局については川口市情報セキュリティ基本方針の適用範囲によることとする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う行政情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(遵守義務)

第5条 議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報資産の利用に当たって川口市情報セキュリティポリシーの趣旨に則り適正に取り扱うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) アプリケーションソフト等を追加する場合は、市に確認した上で行わなければならない。
- (2) 無断で機器の改造及び増設・交換をしてはならない。
- (3) 市が実施したセキュリティ対策を無断で更新、変更してはならない。
- (4) ウイルス感染等の事故を認知した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 第3条の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 物理的セキュリティ

市が設置したコンピュータ等の管理について物理的な対策を講じる。

(2) 人的セキュリティ

議員は、必要に応じて情報セキュリティに関する情報の収集に努めるものとする。

(3) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(情報セキュリティに関する点検の実施)

第7条 本基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティに関する点検を実施する。

(情報セキュリティ基本方針の見直し)

第8条 情報セキュリティに関する点検の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、本基本方針を見直す。